

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	エネルギーの共同利用を促進するための特例措置の創設	
要望内容(概要)	<p><u>エネルギーの共同利用のための設備等</u>を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設（法人住民税、法人事業税）</p> <p>エネルギーの共同利用を促進するエリア内において、エネルギーの共同利用のための設備を取得、設置し、一年以内に事業の用に供した場合、当該事業年度において、その取得価額の30%に相当する額の特別償却（中小企業者は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能）を認める措置の創設。</p> <p><u>エネルギーの共同利用のための熱供給を行う事業者に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）</u></p> <p>エネルギーの共同利用を促進するエリア内において、エネルギー共同利用のために新設された一定の資産（熱供給事業者、電気事業者及びガス事業者により新設されたものを除く。）について、当該資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税については、課税標準を当該資産の価格の3分の1とし、その後5年度分の固定資産税については、課税標準を当該資産の価格の3分の2とする措置の創設。</p>	
関係条文	〔 固定資産税：地方税法第349条の3（項を追加） 〕	
減収見込額	(初年度) ▲74 (-) (平年度) ▲98 (-) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギーの共同利用の典型である地域冷暖房は、個別熱源方式でのエネルギー消費に比べ、平均して約1割の効率改善を生み出すなど、地球温暖化対策に大きく寄与するものである。京都議定書目標達成計画や国土交通省成長戦略においても、エネルギーの共同利用は、我が国の温室効果ガス排出削減約束を達成するための取組として位置付けられているところである。</p> <p>現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、今後その目標を達成していくためには、これまで進められてきた施策のみならず、土地の高度利用に際してエネルギーの共同利用に資する施設の導入を促すといった、低炭素都市の形成を促進する一層の取組を通じ、排出削減量の更なる上乗せを図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
合理性	政策の達成目標	我が国の国際的な約束として掲げられた温室効果ガス削減目標を達成するため、土地の高度利用とエネルギーの共同利用を一体的に解決し、低炭素都市の形成を促進する。政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成27年度を目途に5km延長することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間
	同上の期間中の達成目標	政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成27年度を目途に5km延長することを目標とする。
	政策目標の達成状況	都市の低炭素化については、これまで市街地開発事業を契機に環境性にすぐれた地域冷暖房等の導入が進められてきたところであり、エネルギーの共同利用への関心は高いが必ずしも十分に普及していない。現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、エネルギーの共同利用の促進により低炭素都市の形成を推進し、温室効果ガスの排出削減を一層進めていく必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置は都市機能が集積し土地が高度利用されている一定のエリアにおいて、エネルギーの共同利用を図るための制度であり、その適用区域は熱供給事業の実施区域と大きく異なるものではないと想定されるため、熱供給事業の新規地区数と同程度の年間1件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、能力のある民間事業者に一律に適用されるものであり、適用に際し想定外に特定の者への偏りは生じない。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	エネルギーの共同利用については、設備投資額が大きいことから必ずしも十分に普及が進んでいない状況にある。本措置は、エネルギーの供給プラントや個々の建築物への供給導管といったエネルギーの共同利用の実現において不可欠な資産への設備投資の負担を軽減するものであり、都市機能が集積しエネルギー消費が密集するエリア内におけるエネルギーの共同利用が促進され、温室効果ガスの排出削減に寄与することとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除(所得税、法人税)を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	先導的都市環境形成促進事業:592百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除は、多額の設備投資が必要となるエネルギーの共同利用の促進にあたって、その制約となっている開業初期のキャッシュフローの改善を通じて、事業の立ち上がりを支援するものであり、同様の目的に資する支援措置は他にない。 エネルギーの共同利用のための熱供給を行う事業者に係る課税標準の特例措置は、エネルギーの共同利用を促進するエリア内において、エネルギー事業者が多様な形態でエネルギー供給を実現していくための措置であり、同様の目的に資する支援措置は他にない。
	要望の措置の妥当性	個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは容易ではなく、税制上の特例措置によることが相当であり、区域を限定した上で、税制特例の対象とするものであることから、エネルギーの共同利用を促進するための必要最小限の措置といえる。なお、エネルギーの共同利用のための熱供給を行う事業者に係る課税標準の特例措置は、熱供給事業法の許可を受けた事業者とのイコールフットイングを確保する役目を果たすにとどまるものであって、公平原則の観点から問題はない。
	ページ	6-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—